

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年10月から3年間に限り

納付可能期間が10年に延長されています

後納制度について

これまででは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができせんでしたが、平成24年の10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が10年に延長（「後納制度」といいます）されています。

過去10年以内の保険料を納めていたかどうかで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになっていきます。



Q 10年前の保険料が払えるの？

A1 国民年金に加入していた期間で、納付済・免除期間を除き時効となった10年以内の期間の納付ができるようになっていきます。

したがって、平成25年8月時点では、

をお受取りになられている方（繰上請求含む）はご利用いただけません。

※65歳以上で年金受給権のない方は一部対象になります。

後納制度をご利用いただける方

- ① 20歳以上65歳未満の方
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方
- ② 60歳以上65歳未満の方
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方
年金受給資格がなく任意加入中の方など

後納保険料のお申込みについて

後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みをいただき審査させていただきます。ただし、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。

お問い合わせ

『国民年金保険料専用ダイヤル』

☎0570-011-0500

免除期間をお持ちの方へ

「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間は、後納制度をご利用いただけません。

納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格に算入されますが、受け取る年金額は全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納をおすすめします。

※免除等の承認を受けた3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額がつきますので、早めの追納をおすすめします。

◎追納のお申込みは、

市役所国民年金係または、コザ年金事務所（☎933-3437）へご相談ください。